

## 第6章

# ブラジル対外通商規制の法的側面

### はじめに

ブラジルは、戦後、本格的な工業開発を展開する中で、先進国への製品輸出の拡大に成功し、ラテンアメリカ諸国のうちメキシコとともに新興工業国の仲間入りをした。同国の世界貿易におけるシェアは1970～84年に0.9%から1.4%へと伸び、また工業製品の輸出シェアはアジア NIEs に比べて低いが、1970年の0.2%から89年に0.9%へと拡大し、大きな貿易発展を遂げている。この製品輸出の発展をもたらした要因は、特に同国の輸出振興策に負うところが大きい。

だが、工業発展の基本は、国内産業保護の政策とこれに大きく規定された貿易政策が一貫して追求されてきたため、今日、国内産業および対外通商において大きな問題に直面している。すなわち、70年代の2度の石油危機と世界経済の停滞を契機に顕在化した債務危機の下で、同国では産業保護政策による国内工業の非効率と輸出競争力の低下がもたらされ、同時に対外収支の困難が深刻化するに至っている。

このため貿易政策の面でも、従来の対外債務サービスの負担に見合った外貨を獲得する輸出振興から、国内産業の経済効率を高め、また輸入の自由化・拡大を推進する中で輸出を拡大する方向が求められている。1988年5月の「新

工業政策」およびこれに続く1990年6月の「新工業および対外貿易に関する総合指針」、同8月の「競争保護に関する暫定措置204号」、「連邦規制緩和計画」により打ち出された一連の措置は、まさにこうした姿勢を示すものといえる。

一方、対外通商において、ガット原加盟国であるブラジルは、自由貿易体制の下で、途上国の優遇措置である一般特惠制度を通じて工業製品輸出を拡大し、その恩恵を受けてきた。しかし、70年代後半に入ると、製品貿易の増大に伴って、米国、欧州諸国との貿易の不均衡による貿易摩擦に直面するようになった。そこでは主に国内産業保護に基づく輸入禁止や輸入制限、輸出補助金等の非関税障壁の問題をめぐって、ガット体制への新たな対応が求められている。

本章では、ブラジルの産業発展における対外貿易政策の変化を踏まえ、そこでの法規制の展開と特色を検討し、次に同国の対外通商の法的問題を、ガット法に対する法的対応および調整の面から考察する。もとより、ガットにおけるブラジルの対応は、一次産品輸出国の立場から、現在進められているウルグアイ・ラウンド交渉において農業問題等の重要な課題に直面している。だが、ここでは同国の工業開発における貿易政策との関連で、特に大きな問題となっている輸出補助金およびダンピングの法的側面を中心に検討することにする。

## I ブラジルの工業発展と対外貿易政策の特徴

ブラジルは、第二次大戦以降、急速な工業発展をとげているが、工業化の基礎はすでに19世紀後半につくられていた<sup>(1)</sup>。同国の経済の基調は、植民地時代および独立（1822年）以降、1930年代に至るまで、一貫して一次産品の生産と輸出に特化したモノカルチャ経済であった。特に独立後のブラジルの経済は、輸出経済体制の下で大きく発展したが、イギリスとの友好通商条

約を通じて関税政策に拘束をうけ、国際分業体制に強く組み込まれる一方、国内の工業発展が大きく阻害された。1844年にこの通商条約が失効し、関税自主権を回復するなか、同国では保護関税がとられ、同時に、その下で綿工業を中心とする国内工業が興った。だが第二帝政期に農業の利益を主とする自由貿易政策が採られ、関税は相対的に低く抑えられていたため、工業化への道が再び閉ざされた。19世紀末、ヨーロッパの工業技術の発展により国内企業はその存立の危機に直面し、国内工業の保護が強く求められた。その結果、1890年に国内生産者を外国の競争相手から保護するため、国内に類似品がある場合関税免除を禁止した、いわゆる「類似品の法 (Lei de Similares)」の原則を盛り込んだ法律 (Decreto 947 A 号) が制定された。その後この原則はさらに発展し、1911年に輸入品に対し国内生産者が登録することによって保護関税を要求できる措置が導入された (Decreto 8592号)<sup>(2)</sup>。

こうしたなかで、第一次大戦はブラジルの工業化に強い刺激を与えた。それは移民の流入に伴い消費財工業が発達したことに加え、戦争によりヨーロッパからの工業製品の輸入が停滞したからである。しかし、1920年代にヨーロッパ諸国が戦争の被害から回復するに及んで外国製品の輸入が再び増加し始めると、国内工業の発達が抑制されることになった。

1929年の世界恐慌は、コーヒーを中心とする一次産品輸出経済に大きな変革をもたらした。すなわち、恐慌によるコーヒー価格の暴落によって国際収支が悪化し、同時に、外国為替不足が工業製品輸入の障壁となり、国内工業の発達を再び刺激した。これを契機に、同国では国家による本格的な工業化政策が展開されることになった。

第二次大戦は国内市場向けの輸入代替工業の発達を一層促進した。特に終戦直後のブラジル経済は、戦時中、欧米諸国からの工業製品輸入が減少したことと、一次産品の輸出価格が高騰したため、外貨準備に恵まれた。しかし、欧米諸国からの輸入が可能になると輸入需要が急激に膨張した。そのため政府は47年以降、50年代を通じて、輸入を制限するため、輸入許可制、複数为替相場制、高関税政策を導入した。とりわけグビチェッキ政権 (1956~61年)

の「メタス計画」を軸とする工業化政策の下では、消費財のみならず中間財、資本財の輸入代替が積極的に進められた。これに伴い貿易政策も、本格化した輸入代替工業を外国品の競合から保護するという目的をもつようになった。例えば、「類似品の法」の下で、機械、設備について国内に類似品が存在する場合に高関税を課し、無い場合には輸入を優遇する政策が採られた。また複数為替相場制の導入（53年）を通じて、消費財の輸入を抑制し、工業開発に必要な資本財、原材料の輸入を促進するため、異なるレートが適用された。関税は、ガット加盟との関係もあって関税法の改正（57年）が行われ、関税体系の合理化とともに従量税が従価税に改められた<sup>(3)</sup>。

他方、外国資金を円滑に導入するため、為替取引、外貨送金が自由化され、外資系企業には、機械、設備の無為替輸入を認めた（55年）。しかし、輸入代替が進展するにつれて資本財や原料、中間財の輸入が増大したため、貿易収支の黒字幅は50年代後半を通じて総じて低調が続いた。そして60年代に入ると、工業化政策のもとで進められた大規模な国内投資や放漫な財政政策の弊害は、インフレの昂進、財政赤字の拡大とともに国際収支の危機をもたらした。こうした経済停滞は、国内的混乱を惹起し、1964年に軍事革命政権を招来することになった。

軍事政権は、まず経済再建に向けて経済活動計画を策定し、これまでの経済開発の戦略を大きく転換した。そこでは特に外国貿易の重要性が強調され、保護主義的な輸入代替政策から自由市場指向的な輸出指向政策が打ち出された。すなわち、輸入については産業開発に必要なかつ国産化に至っていない資本財や基礎原材料等は、国産類似品を除いて輸入制限をせず、貿易収支の是正には輸入制限ではなく輸出の拡大により対処する方針を打ち立てた。

この結果、1966年に国の貿易政策を立案する外国貿易審議会（CONCEX）が創設され、輸入手続や為替制度の改善、輸入保証積立金の全廃など一連の輸入規制緩和の措置が採られた。他方、輸出では輸出促進の観点から輸出税の廃止（66年）、輸出の自由化、事前許可制に係わる手続免除に加え、為替制度の弾力的運用制度が採用された。とりわけ工業製品の輸出に対しては、

税制および融資面での優遇措置が導入された。前者では工業製品税 (IPI)、商品流通税 (ICM)、法人所得税の免除が実施され、後者では輸出融資基金 (FINEX) による資本財および耐久消費財輸出への融資、輸出工業製品の生産者への貸付けに対する中央銀行の再割、ブラジル銀行外国貿易局 (CACEX) による輸出信用が与えられた。

これらの他、ドロー・バック制度による関税払い戻しの優遇措置が採られた。さらに72年には輸出特別税制恩典 (BEFIEX) が創設され、輸出計画の認可を受けた企業に対し、一定の輸出目標を達成する代わりに、年平均輸出額の3分の1を上限として機械および部品の減税輸入が認められた<sup>(4)</sup>。これらの一連の措置を通じて工業製品輸出は急激に拡大し (表1)、1968~73年には「ブラジルの奇跡」といわれる高度成長期をもたらしたのである。同時に、この過程を通じて、同国の一次産品依存の輸出構造は大きく変化することになった。

ところで高度成長期のブラジル経済は、特に対外貿易部門のその後の進展に対し重大な問題を内在していた。それは第一に、高度成長に伴うエネルギー

表1 ブラジルの輸出構成比の推移

	一 次 産 品		工 業 製 品			その他 共合計
	小 計	うちコーヒー	小 計	半成品	完成品	
1966	83.5	44.4	16.8	8.1	8.2	100.0
68	80.8	42.4	18.8	9.5	9.3	100.0
70	76.6	34.0	22.4	9.1	13.3	100.0
72	70.3	26.5	28.6	7.8	20.8	100.0
74	62.6	12.3	35.0	8.0	27.0	100.0
76	64.3	23.7	32.0	7.8	24.2	100.0
78	51.2	18.1	47.4	11.0	36.4	100.0
80	46.9	13.8	51.8	10.1	41.7	100.0
82	43.3	10.6	55.5	6.7	48.8	100.0
84	32.4	27.5	66.5	10.5	56.0	100.0
86	32.5	27.5	66.6	11.1	55.5	100.0
88	27.8	21.3	71.3	14.5	56.8	100.0
90	27.9	12.6	70.3	16.2	54.1	100.0

(出所) ブラジル中央銀行。

需要の拡大により産業構造が石油多消費型へと変化し、これを反映して石油輸入依存を高めたことである。第二は、この時期の工業拡大が投資需要に支えられた一方で、国内の資本財産業の発展が立ち遅れたことを背景に、輸入資本財の供給に大きく依存したことである。そして第三は、高度成長の背景となった貿易政策の輸出促進への転換は、世界貿易の拡大傾向も加わり工業製品輸出を急激に拡大させたが、これを支援した各種の税制上の優遇措置は、輸出補助金として機能したため、工業製品の拡大は必ずしも真の国際競争力を伴わず、そのため先進国の輸出ダンピング批判などの影響を強く受けるに至ったことである。

それ故、こうした問題は、73年の第一次石油危機に基づく世界的な景気後退と先進国の保護貿易主義の台頭を契機に、同国経済の対外部門の脆弱性を一気に表面化させることになったのである。1974年以降、石油価格の高騰に加えて資本財等の輸入は貿易収支悪化の大きな要因となった。石油や潤滑油の輸入が占める比重は、72年の11%から74年に23%、第2次石油危機直後には44%、82年には54%になった。こうした事態に対し、政府は貿易収支の均衡を優先目的に掲げ、輸出拡大に向けた優遇措置を強化する一方、輸入を厳しく制限した。輸出面では BEFIEX とは別に、中小企業向け輸出プログラムを扱う輸出恩典委員会 (CIEX, 76年) が設けられた。輸入面では輸入許可停止品目の増大、輸入預託積立金制度の設置、不要・不急品の関税引き上げ、政府機関の輸入量削減、マナウス自由貿易地域への輸入限度枠設定、輸入決済の長期延払い期間の要求 (80年)、民間企業の年間輸入割当ての実施 (81年) 等の制限措置が相次いで採られた。

他方、1974~80年に至る期間の国際収支危機は、同国の石油危機への対応にも大きく起因していた。すなわち、ガイゼル大統領政権下 (1974~79年) の第2次国家開発計画では、石油や資本財、基礎的中間財の輸入依存から脱却するため、石油代替エネルギーの開発と資本財、基礎的中間財の輸入代替を主体とする経済成長優先政策が採られた。そこでは鉄鋼、非鉄金属、石油化学計画、イタイパー、ツクルイ発電計画等の大規模事業が推進された一方、

資本財や基礎的中間財の輸入代替を促進するため、工業開発審議会（CDI）が国産類似品審査を強化し、また工業融資会社（FINAME）が低利融資条件とからめた機械の国産化規制を行った。しかし、これらの開発は、公的部門が主体となりかつ多額の資金を要した結果、必然的に対外債務の急激な累積と公的部門赤字の増大をもたらした。このような状況下で、世界的な高金利と第2次石油危機が出現し、金利負担の増大は国際収支不均衡の激化をもたらし、財政赤字はインフレを加速させることになった。

1979年に登場したフィゲレイド政権（1979～85年）は、基本的に経済成長優先の政策を維持し、第3次国家開発計画の下で成長とインフレ抑制、国際収支改善の同時達成をめざした。特に対外部門に関しては、同年12月に大幅な経済改革が行われ、貿易政策は為替レートの調整機能がその主要手段とされた。具体的には、(1)為替の大幅切下げ、(2)補助金の削減、(3)輸出租税恩典制度の廃止、(3)輸入強制預託金制の廃止、(4)国産類似品審査の範囲縮小、(5)公共部門の輸入上限枠設定、(6)輸出税の拡大適用、(7)中央銀行への外貨預託金の凍結、等の措置であった<sup>(5)</sup>。もっとも、輸入代替の促進を図るため、国内民間企業の優遇と国産機器の調達の方針は依然として維持された。

これら経済改革の措置はインフレ要因の除去とともに国際収支の改善を狙っていたが、同時に、対外通商上の問題もその背景に大きく存在していた。すなわち、同国では工業製品の輸出振興を図る手段として各種の租税優遇措置が採られたが、なかでも1969年以降設定された工業製品輸出に対するIPIおよびICMのタックス・クレジット（credit premio fiscal）が大きな役割を果たした。だが第1次石油危機以降、製品輸出が拡大するに従って、米国等の先進国からこれらの措置はガットに反する輸出補助金であると強く批判され<sup>(6)</sup>、実際に輸入国による相殺関税またはダンピング防止の制裁を受けるようになった（表2～5）。そのためブラジルは、ガットの多角的貿易交渉（1973～79年）を通じて、タックス・クレジットを漸次除去することをすでに外国政府に約束していたのである<sup>(7)</sup>。

しかしながら、1980年には一定の経済成長を達成したものの、インフレが

表2 ブラジル輸入品に対する

	品 目	TSUS	備 考
1974	非革靴	700.05-700.45 700.56 700.72-700.83 700.95	CVD命令：輸出版売額にもとづき算定される各特定企業の販売総額の割合が次の場合： ・40%：11.2% (1-24-79)；10.6% (3-31-79)；10.1% (6-30-79)；9.5% (9-30-79)；1.0% (12-7-79) ・40%：4.3% (9-30-79)；4.1% (3-31-79)；3.9% (6-30-79)；3.7% (9-30-79)；1.0% (12-7-79) CVD命令は1983年に撤回、しかしブラジルの相殺輸出税は引続き有効。
1975	皮革バッグ	706.0700 706.0900	1976年にウェイバー；CVD命令は1981年に取消し。
1975	ヒマシ油・同製品	178.20 490.26	10.2% (1-24-79)；9.6% (3-31-79)；9.1% (6-30-79) 8.5% (9-31-79)；1.0% (12-7-79) 現行：2.53%
1976	切りバサミ	650.90；92	14.5% (1-24-79)；13.8% (3-31-79)；13.2% (6-30-79)；12.5% (9-30-79)；2.5% (12-7-79) 現行：3.88%
1976	綿布	300.60-302.98	1983年行政審査：10.97%
1976	革衣料	791.7620	ITC：1979年に損害認定を否定。
1977	特定繊維製品	各種 - 2国間繊維協定に明示の全衣料品	1980年取消し。
1979	鉄鉄	607.5	17.9% (1-24-79)；17.05 (3-31-79)；16.2% (6-30-79)；15.3% (9-30-79)；2.5% (12-7-79) 現行：2.85%～15.42%；重量平均：6.07%
1979	武器・部品	各種	1980年に調査停止。
1979	クロム鉄	606.24；30；37；44	1980年に調査停止。
1981	炭素鋼板		US商務省の職権調査。
1982	特定炭素鋼製品		
	-熱間圧延鋼板	607.6615；9400 608.0710；1100	ITC：肯定的仮決定 (1982年2月)。停止協定 (1982年9月)。
	-熱間圧延鋼板	607.6610；6700；8320；607.8342；9400	ITC：否定的仮決定。
	-冷間圧延鋼板	607.8320；8344 608.1940；2140；2340	ITC：否定的仮決定。



## 米国の相殺関税手続

	品 目	TSUS	備 考
	-構造用形鋼	609.80	ITC：否定的仮決定。
	-熱間圧延棒	606.8310; 8330; 8350	ITC：否定的仮決定。
	-冷間圧延棒	606.8805; 8809; 8815	ITC：否定的仮決定。
1982	炭素鋼線材	607.17	ITC：肯定的仮決定。 停止協定（1982年9月）。
1982	PC鋼針金	642.11	ITC：肯定的仮決定（1982年4月）。 停止協定（1982年10月）。 ITC：否定的最終決定（1983年3月）。 停止協定は無効状態。
1982	溶結炭素鋼管	610.32 (小径のみ)	ITC：肯定的仮決定。 停止協定（1982年12月）。
1982	特定ステンレス鋼製品		ITC：以下全てについて肯定的仮決定 停止協定（1983年2月）。
	-圧延材	606.9005	ITC：肯定的最終決定。
	-冷間成形板	606.9010	
	-線材	607.2600; 4033	ITC：肯定的仮決定（1982年12月）。
1982	濃縮オレンジジュース	163.35	停止協定（1983年3月）。 ITC：肯定的最終決定。
1982	工具鋼	606.9300; 9400; 9505; 606.9510; 9525; 9535 606.9540 607.2800; 3405; 3420 607.2800; 5405; 5420	ITC：肯定的仮決定（1982年1月）。 停止協定（1983年4月）。
1982	定期航空機	694.1410	ITC：否定的仮決定（1982年10月）。
1983	鉄棒	606.67; 69; 83; 97 657.09; 10; 25	ITC：否定的仮決定（1983年12月）。
1984	特定炭素鋼製品	各種	ITC：肯定的最終決定（1984年5月）。
1984	溶結炭素鋼管		

(出所) Institute for Economic and Social Planning (IPEA)/ECLAC, *Trade Relations between Brazil and the United States*. Brasilia, 1985, p. 106.

表3 ブラジル輸入品に対する米国のアンチダンピング調査

	製 品	TSUS
1972	銑鉄	606.13; 15
1973	ビニールフィルム	771.4312
1977	メチルアルコール	497.96; 99; 499.97
1982	特定炭素鋼製品	607.6615; 9400 608.0701; 1100
1982	溶結鋼管	610.3208; 3209; 3231; 3232 601.3241; 3244; 3247
1982	マラミネ	425.1020
1982	炭素鋼線材	607.17
1983	炭素鋼プレート	607.6610; 6615; 9400 608.0710; 1100
1983	炭素鋼板	607.6700; 8342; 9400

(出所) 前掲表と同じ, p.111。

表4 ブラジル輸入品に対するEECの相殺関税措置

	品 目	概 要
1976	履物	8%の付加税, 後に価格約束。
1981.9	婦人靴	1981年11月: 終了, 停止協定: 輸出税。
1982.7	熱間圧延板	1983年7月: 終了, 調査では補助金の存在が認定されたが, アンチダンピング法にもとづく製品への付加税は賦課されなかった。
1982.6	冷間圧延板	調査では補助金の存在が認定。しかし, ダンピング手続き上の付加税は賦課されなかった。
1983.3	大豆糠	1985年3月: 終了, 最終決定では補助金の存在を否認。
1983.3	綿糸	手続きは輸出割当協定で打切り。

(出所) IPEA, *Para A Década De 90, Prioridades e Perspectivas de Políticas Públicas*; Setor Externo 2, Brasília, 1989, p. 215.

昂進し, また先進国経済の不況による輸出不振や債務利払いの増大により国際収支が危機的状況となったため, 一転して総需要抑制策が採られることになった。そして82年には対外債務危機が発生し, 83年まで深刻な経済停滞を余儀なくされた。この債務危機の過程では, IMFの経済調整策の下で国際収支均衡が最優先課題とされ, 輸出促進のための為替切下げと厳しい輸入規制, さらに財政赤字の削減が強く要請された。

表5 ブラジル輸入品に対するEECのダンピング調査

	製 品	概 要
1979.12	工具鋼	1980年5月：終了，最終決定はダンピング否認。
1980.9	鑄鉄接合	1981年6月：終了，最低価格約束，肯定的最終決定。
1980.11	冷凍設備圧縮機	1981年4月：終了，最終決定は損害を否認。
1982.3	冷間圧延鋼	1982年11月：終了，肯定的最終決定；1985年，Avreにもとづき停止措置。
1982.5	木工繊維鋼	1983年2月：終了，最低価格約束，肯定的最終決定。
1982.7	熱間圧縮鋼	1983年5月：終了，肯定的最終決定；1985年，Avreにもとづき停止措置。
1982.11	熱間圧延コイル	1983年3月：終了，肯定的最終決定；1985年，Avreにもとづき停止措置。
1983.12	鉄鋼製シャベル	1984年12月：終了，最低価格約束，肯定的決定。
1984.3	蓆酸	1985年1月：終了，肯定的最終決定。
1985.2	炭素鋼機械線	1985年11月：終了，最終決定は損害を否認，しかし，製品はAvreにより回収。
1985.3	鑄鉄接合	肯定的最終決定。
1985.12	"Binder and Baler Twine"	1987年2月：終了，価格約束，肯定的最終決定。
1986.9	合金鉄	1987年7月：終了，最低価格約束，肯定的最終決定。
1987.4	クラフト紙	最低価格に関する口述取決めが交わされている。

(出所) 前掲表と同じ，p.214。

こうしたなかで，1984年から86年にかけて，同国の貿易収支は石油価格の低下や工業製品輸出の伸張を背景に多額の黒字を実現し，比較的高い成長率の回復を達成した。特に，80年代に入ってから同国経済の注目すべき特徴は，厳しい輸入統制が採られたにもかかわらず，工業製品輸出が伸び，国内需要の拡大が実現されたことである。こうした点は，ブラジル工業の輸入代替がかなり進み，中間財や資本財の国内供給の体制が確立されつつあることを示している。もっともこの間にインフレが昂進したため，86年初めには経済安定化政策であるクルザード計画が採用された。しかし，同計画は実施と同時に賃金を引き上げ，財政赤字を削減しなかったために，インフレの再燃をもたらした。同時に，輸入の拡大と輸出の減少が生じ，外貨準備が急減したため，87年には再び対外債務の利払い停止の措置が採られた。

その後も経済安定化政策が採られるなか，インフレは低下し，貿易収支も

改善したが、財政赤字は依然拡大し続けた。そのため税制恩典や補助金等の助成策が次第に見直され、1988年に「新工業政策」(大統領令第2433号)が打ち出された。同政策は、これまでの輸入代替のもとで関税、非関税措置および租税・金融上の各種恩典、補助金策を通じた政府の保護政策が、産業の近代化、企業の競争力向上を歪めてきたとの認識に立ち、その是正に向けて助成、恩典制度の透明、簡潔な制度への移行、製品の競争力向上、保護の時限性と恩典額の年間上限設定による制度の効率化を掲げた。具体的には、統合部門計画 (PSI)、工業技術開発計画 (PDTI)、輸出特別計画 (PEEX) が設定された。輸出特別計画では、輸出促進にあたってきた従来の BEFIEX は廃止され、新たに再編成された<sup>(8)</sup>。新工業化政策の下では、インセンティブを受けた輸出によって得た利益に対して課税される (1988年に3%、89年6%、90年に18%) 一方、工業製品税とともに関税率が引き下げられ、部分的な輸入自由化が行われた (平均関税率は88年51%、89年には35.5%)。

1989年3月、新たに発足したコロール政権は、前サルネイ政権の下で何ら根本的な解決を見なかった債務問題、インフレの抑制 (88年には1038%)、経済成長の回復という重要課題を引き継いだ。同政権は発足と同時に、高インフレの抑制と経済構造の改革を盛り込んだ経済安定化政策を発表した。特に対外貿易政策については、為替レートの変動相場制への移行、輸出入の全面的な自由化が打ち出された。これに伴い従来輸出入の認可機関であった CACEX は経済省管轄の機関 (DECEX) となり、単に輸出入業務の窓口に移行した。加えて輸入許可書発給停止品目 (約1800品目) の撤廃が行われた (5月)。さらに財政支出の削減、国内産業の国際競争力の確保の観点から、輸出から得た法人所得税の30%移行に加えて、輸出租税恩典の一部および輸入関税免除恩典が廃止された。

こうしたなかで、同年6月、貿易政策を産業開発戦略の一部としてより明確に示した「新工業および対外貿易に関する総合指針 (Diretrizes Gerais para a Política Industrial e de Comércio Exterior)」<sup>(9)</sup>が発表され、具体的に貿易自由化を進める措置が採られたのである。これらは、即時に実施される措置と漸次

実施に移される措置とに区分され、まず輸入面では、次のような輸入政策および輸出振興策が導入された。

(1) 1991年7月からは、輸入関税のみが輸入政策の手段となる。

(2) 1991年1月から94年にかけて、関税水準を20～40%にし、平均関税率を20%にするため一層の関税引下げを行なう（現行関税率は0～105%、平均関税率は35%）。

(3) 工業競争力強化計画の指定製品および先端技術の新製品等、一時的に保護を必要とする品目については40%の関税率とする。

(4) 90年7月1日以降、国産類似品のない機械設備、部品、原材料、中間財で、20%以上の関税を課されているものについては、関税率を一律ゼロにする。その他は90年下半期は現行の関税率が維持される。ただし、輸入に対する数量規制、輸入許可書の発給管理等は廃止する。

(5) FINAME等の公的機関が要求する公共部門の国産化率は95～85%から70%に低減する。

(6) 繊維部門（原料から機械まで）の関税平均率を65%から35%に引き下げる。

輸出振興策では、付加価値の大きな製品の開発、新市場の開拓のため、以下の具体案が掲げられた。

(1) 60日以内に、国内企業の競争力強化の目的に、輸出入金融向けの民間の外国貿易銀行の設立を検討する委員会を設置する。

(2) 民間資本の参加を含む、輸出のためのインフラストラクチャーを近代化する。

(3) 租税構造を国際基準に適合するよう再検討する。

この他、市場における公正で自由な競争の確保に向けて、外国商品の輸入ダンピング等の不公正取引慣行や国内市場での競争制限行為の規制を強化し、また消費者の利益を擁護する方針がとられ、現行の経済力濫用禁止法

(1962年法律第4137号)の改正が打ち出された。これを受けて8月には、同法の積極的な運用を図った大統領暫定措置第204号が制定された。さらに経済の近代化や競争的市場の形成を妨げてきた政府規制を撤廃するため、同月に「連邦規制緩和計画 (Programa Federal de Desregulamentação)」<sup>40)</sup>が制定された。これには政府系企業間、民間企業間のカルテル廃止、商工業、貿易部門での手続きの簡素化など広範囲の具体的な措置が含まれていた。とりわけ貿易面では、BEFIEXでの輸入品リストを業者団体に問い合わせる手続きが廃止された。すなわち、従来BEFIEXのもとでは機械設備、原料を減税輸入する場合、国産類似品の審査が要求され、その際、外国企業の輸入品リストは業界団体に事前照会がなされてきた。しかし、この手続きは国内資本を保護する有力な手段とされていたため廃止されることになった。

このように80年代に入ってからブラジルの貿易政策は、債務危機を契機に、対外債務返済の必要から貿易収支の安定に基本が置かれ、そのため為替レートの管理、輸入統制、輸出補助金等の一連の輸出促進、輸入制限政策が採られてきた。しかし、80年代後半には、輸入代替工業化の下での過度の国内産業保護が、経済の非効率性や国際競争力の低下、さらに財政赤字拡大の弊害をもたらすようになった。そのため、従来輸出振興策として採られてきた税制、金融上の輸出補助金が大幅に削減され、同時に、産業の近代化と競争に基礎を置いた自由市場指向の貿易政策に全面的に移行することになったのである。

## II 対外貿易法の構造

ブラジルの貿易政策は、1990年の「新工業および対外貿易に関する総合指針」の制定を契機に、自由化の方向に大幅に転換されている。この結果、対外貿易政策を裏打ちした法も大きく変更されている。ただし、同国には対外貿易を総合的に規律した基本法はなく、これに関係する法および慣行は極め

て多数にのぼるため、その全体を網羅することは困難である。それ故、ここでは近時の貿易政策の変化をできるだけ踏まえ、対外貿易の法領域において特に重要な事項を概観することにする<sup>(1)</sup>。

## 1. 輸入制限法制

### (1) 輸入許可・輸入数量制限

ブラジルにおいて輸入はこれまで各種の法規を通じて規制されてきたが、なかでも輸入関税その他の減免税、携帯荷物、国産類似品の法、関税の計算、通関、保税等を定めた大統領令第37号（1966年11月18日）は最も重要な法律である。また外国貿易の政策立案、実施を規定した法律第5025号（1966年6月10日）、および同施行細則である大統領令第59607号（1966年11月28日）、国産類似品の法を規律する政令第61574号（1967年10月20日）、輸入許可書の発給および輸入業者の登録制に関する大統領令第2427号（1975年12月2日）等が存在し、CACEXはこれらの法規に基づいて輸入価格の審査、国産類似品の審査、輸入許可書の発給、輸入計画による輸入枠の制限措置を定めたた数多くの通達を発令してきた。最近では輸入許可制度は通達第204号（1988年9月2日）、輸入割当ては通達第207号（1988年11月21日）によって各々規律された。

しかし、これらの輸入制限措置は、すでに見たように貿易政策の規制手段が輸入関税に移されたため、大きく変更されている。例えば、輸入許可書の発給管理は廃止され、その手続きが簡素化（5日以内）された他、輸入数量規制が撤廃（マナウス自由港地域の輸入は除く）された。また国産類似品の審査の適用は、政府の融資を受ける公共部門の輸入についてのみ要求され、類似品の法の見直しが検討されることになった。もっとも、情報産業法（1984年10月10日付法律第7232号）に基づく一部財の輸入規制（事前許可）および国内企業の保護を目的とした「市場留保」は維持されている。

## (2) 反ダンピング・相殺関税

ダンピングとは、一般に、特定の商品が輸出国の国内市場における価格よりも低い価格で輸入国に輸入され、その輸入によって国内産業が被害を受けることであるが、ブラジルでは関税率法第3条2項（1957年8月14日付法律第3244号、関税規則は1985年5月3日付政令第91030号94条）が反ダンピング法である。ただし関税政策委員会（CPA）はダンピングの取締りにあたって、従来通関時の課税基準として一部特定品目につき定期的に調整される「参考価格（Preço de Referência）」（1970年7月10日付題大統領令第1111号、関税規則—1985年5月3日付政令第91030号94条）を設定し、この価格より低い外国商品の輸入にたいして相殺関税を課してきた。しかし70年代半ばから後半にかけて、CPAの指示価格設定がガットに反すると批判され、そのため政府は79年に東京ラウンドで妥結されたダンピング防止協定および補助金・相殺関税措置協定を批准し、その国内立法化を受諾した。その後、この手続きは1987年1月16日付政令第93941号に基づくCPA決議1227号（87年5月14日付、後述）によって制定されたため、参考価格設定の規定は全面的に廃止された。

なお1990年の「新工業および対外貿易に関する総合指針」では、ダンピング等の不公正取引慣行の取締りが見直され、同年に大統領暫定措置第204号が制定された。同暫定措置は、これまでダンピング行為等について、経済防衛審議会（CADE）の行政審査手続と排除措置命令を定めた経済力濫用取締法を改正し、行政手続を新たに法務省管轄の国家経済法務局・経済防衛課（DNPDE）に移すことを規定している（2条）。

## (3) 政府調達

ブラジルには、米国のバイ・アメリカン法に相当する政府調達に関する立法は存在しない。しかし、同国における政府調達は、国産化政策および内資系企業の優先策を背景に積極的に推し進められてきた。その典型的なものは、1977年の経済開発審議会（CDE）の決議第9号である。同決議では、次のような方針が採られた<sup>12)</sup>。



(1) 政府系企業および政府機関によるプロジェクトの実施にあたっては、それが外国融資付のプロジェクトであっても、国内企業からの機器の供給量を優先的に決めた後、外国から購入する機器について公開入札する。

(2) これら機関は、工業開発審議会 (CDI)、国家工業所有権院 (INPI) および他の税制恩典管理機関の承認を得ていないプロジェクトの生産物または役務を発注、契約することができない。

もっとも、国際金融機関が融資する公共部門での契約の入札に対する外国企業の参加禁止は後に廃止している。

ところで政府系企業の中には、国内企業に限って政府調達することを明確な方針としているところがある。例えば、1978年の通信省の指令第622号は、中央電話処理機器の購入を過半数の株式支配権を保有する内資系企業にのみ認めている。そして、ブラジル電信・電話公社 (TELEBRAS) は、国内製造企業から機器を入手できないか、あるいは納期または技術的な理由により国内供給が不可能な場合にのみ、外国機器を調達できると定めている<sup>13</sup>。また1984年の情報産業法は、直接または間接の連邦行政機関が情報機材、サービスを調達するに際し、会社資本の70%以上保有する国内企業により生産されたものに優先権を与える、と規定している(2条)。

本国では、国産品の政府調達は総じて非公式かつ政策的に運用がなされているが、1988年憲法は、「物および役務の取得において、公権力は法律の規定に従い、民族資本ブラジル企業に対して優先的待遇を与える」(171条2項)と明記している。

#### (4) 技術的貿易障害<sup>14</sup>

ブラジルでも工業化に伴い製品輸出の拡大や技術移転における最新技術の利用が促進されるにつれて、工業規格の標準化および認証制度(産品が基準規格に適合していることを証明する制度)の重要性が認識され、度量衡、工業の標準化、および規格に関する1973年12月11日付法律5966号が制定されている。

また、工業標準化における国家規格と国際規格との整合性および認証制度の適合性の確保は、ガットのスタンダード協定（貿易の技術的障壁に関する協定）が成立したことにより国際的にも要請され、同国はこの協定を受諾している（1980年1月1日発効）。

法律第5966号は、度量衡、工業標準化、工業製品の規格の認証に関する国家政策を立案、監督する国立計量規格工業規格審議会（CONMETRO）を創設し、これに次のような権限を与えている（3条）。

- (1) 国内で使用される計量単位の単一化と整合化の確保、
- (2) 国内の任意的規格の標準化の活動を促進すること、
- (3) 工業原材料および製品に関する規格の設定、
- (4) 工業原材料および製品の規格の認証基準と手続きの設定、
- (5) 度量衡、工業標準化、工業製品の規格の認証に関する法律および規範に違反する場合の罰則の適用基準と手続きの設定、
- (6) 度量衡、標準化および規格基準の認証に関する国際的活動における国の参加を調整すること。

この規定に基づいて、同国での規格は、(1)ブラジル全域における強制規格、(2)政府機関、特許公役務における強制規格、(3)国立計量規格工業規格院（INMETRO）に登録される任意規格、(4)INMETROに登録され限定的な効力をもつ試験的規格、の四つに分類されている（1975年12月31日付決議第6号）。

また製品の基準規格への適合を証明する認証は、次のものに基づく製品について容認される。(1)ブラジル強制規格、(2)外国または国際規格、(3)契約上の仕様または公表された専門的資料（1978年10月16日付決議第6号）。

他方、ガットのスタンダード協定の受諾に伴い、ブラジルは同協定第10条に基づく強制規格、任意規格および認証制度に関する情報を提供する組織を設けている<sup>(15)</sup>。これは、文書・情報センター（CEDIN）で、1983年6月、INMETROのもとに置かれた貿易の技術的障壁に関する調整委員会により創設された。

### (5) 貿易管理機関

外国貿易政策に関わる機関の中で主要なものは、輸出入に関する政策全般を決定する外国貿易審議会 (CONCEX, 1966年6月10日付法律第5025号)、外国為替その他金融政策全般の実行機関であるブラジル中央銀行 (BACEN)、貿易業務の監督機関である経済省外国貿易局 (DECEX)、および外国貿易調整局 (CIC)、マナウス自由港の輸出入管理を行うマナウス自由貿易管理庁 (SUFRAMA—1957年法律第3173号, 1967年大統領令第288号) である。

このうち、DECEX は、1990年3月15日付政令第99180号によって創設され、輸出入許可書の発給、ブラジル関税の監視、外国貿易指針の設定を含む権限を与えられた (同年5月10日付政令第99244号165条)。また6月26日の経済省令第354号では、1964年12月12日付法律第4557号、1975年12月2日付大統領令第1427号で設けられた輸出入業者の登録制度の維持に関する責任がCACEX から DECEX に帰属した。この他、従来、関税率の決定、輸入税の減免の権限はCPAに付与されていたが、1990年9月21日付暫定措置233号、同10月23日付法律第8085号により、CPAは廃止され、輸入税の決定は行政政府が直接決定する他、CPAの他の権限は経済省国家経済局に移管された。さらに、同国では外務省所管の貿易振興局 (DPC) が国産品のプロモーション、海外での市場調査等、輸出振興機関として機能している。

## 2. 輸出振興法制

同国では輸出促進に向けて、これまで各種の輸出振興に関わる法が制定され、そのもとで税制恩典、金融上の恩典が付与された。なかでもBEFIEEX (1972年5月15日付大統領令第1219号) やCIEX (1976年1月20日付大統領令第1428号) は、70年代同国における工業製品輸出において大きな役割を果たした。しかし、これらの恩典措置は、すでに述べたように国際競争力の低下や財政負担の増大、さらに米国等先進諸国との対外通商における貿易摩擦の原因になっていることから、1990年3月のコロール安定化計画のもとで大幅に見直されている。

る。同計画では、特に国産工業製品およびサービスの輸出から得た法人所得税の引上げ（大統領暫定措置第161号）や、輸入関税および工業製品税の減免恩典の廃止の方向が打ち出されている（同暫定措置第158号）。

輸出振興に関わる税制および金融上の優遇措置を定めた法規は数多く存在し、またこれらの法規は近時貿易政策の変更に伴い煩雑に改廃されている。そのため以下では、特に重要と思われるものについて述べることにする。

#### (1) 輸出特別計画（PEEX-Programa BEFIEEX）

BEFIEEX は、輸出促進を目的に外国市場に輸出される工業製品の製造工程に投入される機械設備等についての特別租税取り扱いであり、1972年に初めて設けられた。しかし、この制度は1988年の「新工業政策」（5月19日付大統領令第2433号、新工業政策細則9月22日付政令96760号）によって再編成された。

同法によると、PEEX は、旧来のものに比べて若干拡充されており、固定資産向け機械設備、部品、中間財、原材料等への輸入税および工業製品税の減免、国産類似品の審査の原則不適用、輸入金額限度枠の撤廃（従来は輸入金額は輸出金額の1/3）、輸出計画の義務化（毎年）、国産機械の加速減価償却をその内容としている。また BEFIEEX の認可対象計画の有効期間は5年～10年とされ、その恩典は1995年12月31日までに認可を受けた製造企業に対して付与されるとしている。なおこの「新工業化政策」の下で、中小企業向け輸出恩典計画であった CIEEX は廃止された。

旧 BEFIEEX では、一般の輸出向け工業製品の製造に使用される原材料、部品等への IPI、ICM のタックス・クレジット（1968年3月5日付大統領令第491号、1982年12月23日付政令第87981号、ただし85年4月に廃止）とならんで、旧制度以降 IPI のクレジット維持が認められてきた。しかし、これは輸出補助金に相当するとしてこれまで米国から強く批判されてきた一方、国内の財政負担の大きな要因となってきたことから、政府は1989年に PEEX の下で輸入税および IPI の減免率を一律50%に引き下げた。同時に、工業製品の輸出製造企業に対し年度の輸出額の増大により機械設備の輸入税および IPI の免

除を認めた工業製品輸出奨励法（1987年3月30日付大統領令第2324号）も廃止した。もっともこの BEFIEEX は、先ごろ、貿易政策の変更に基づく輸出優遇措置の撤廃に伴い、既存の資格を得ている事業を除いて終了したと言われる。

## (2) 輸出金融

現行の輸出金融において大きな役割を果たしているのは、輸出金融基金（FINEX）である。同基金は、1971年に外国貿易審議会決議第68号によって設立され、資本財または耐久消費財の生産および輸出に対し中長期の運転資金を貸し出すことを目的としている。融資期間は180日から5年までであり、通常輸出額の85%までの融資が行われる。しかし、同基金の利用は基金財源が不足しているため、その利用は最近は困難といわれている。

## (3) 関税払い戻し制度

これは一般にドロー・バック（Draw Back）と言われ、輸出向け工業製品の製造に使用される輸入原材料、部品、梱包資財等に対し輸入関税の免除を付与する制度である（1966年11月18日付大統領令第37号I～IV、1985年3月5日付政令91030号313～314条）。この制度のもとで輸入される商品は、国産類似品の審査を受けず、さらにIPI（1990年大統領暫定措置第2条II、g）により輸入税の減免税は存続）、ICMの免除を受けることができる。

実際の関税払い戻しの申請は次の三つの方式が認められている。

(1) 免税（Insenção）—すでに輸出された工業製品に輸入原料、部品、梱包材料が使用されている場合、使用されたものと同様の資財の輸入免税を申請すること。

(2) 保留（Suspensão）—将来輸出する予定の製品の製造に使用される輸入原料、部品、梱包材料の輸入の場合、通関時に本恩典の諸税の保留を申請すること。

(3) 還付（Restituição）—すでに輸出された製品に使用されていた同様の資財を免税輸入せず、通関の時点で支払った諸税の還付を申請すること。

#### (4) カウンタートレード

カウンタートレードは一般に、「売主がその輸出商品の全部または一部の決済として、また場合により技術上および産業上のライセンス、特定の商品またはサービスの形による、バーターベースまたは特定期間内での購入を義務づけた、輸出入国における外国貿易機関または民間企業との二国間貿易取決め<sup>66)</sup>とされるが、ブラジルには、ラテンアメリカの他の諸国に見られるような特別のカウンタートレード法は存在しない。1957年12月16日付政令42820号第98条は、「ブラジル銀行外国貿易局 (CACEX) に対し、輸出と輸入を直接もしくは間接に結び付ける取引許可の発給を禁止する」とのみ規定しており、原則的に禁止している。しかし、この貿易取決めは、特に80年代以降、取引における外貨事情の逼迫や輸出拡大の必要性から、アフリカ、中近東、中南米およびアジア諸国との間で實際上慣行として広く行われている。同国が中央銀行を通じてこの貿易取決めを締結した国は、1984年に約20カ国にのぼっていたと言われる<sup>67)</sup>。

カウンタートレードにおいては、バーター取引、相殺貿易、カウンターパーチェス、スイッチ取引等各種の形態があるが、ブラジルでは主として政府間におけるバーター取引が一般に行われてきた。例えば、同国は1983年にブラジル石油公社 (PETROBRAS) の子会社インテルプラス社を通じて、石油の購入と引換えにブラジル産品 (工業製品、戦車、砂糖) の購入を義務づけた貿易取決めをイラン、イラク、ベネズエラとの間で結んだ。また同年には、バーレド・リオドーセ社がマレーシアとの間で石油の購入と見返りに鉄鉱石を供給する貿易取決めを締結した。さらに東欧諸国との間では相手国が第三国から輸入した商品の購入を取り決めたスイッチ取引が行われた。

この他貿易取決めでは、役務、融資との引き換えに、外国の産品を輸入する取決めがなされた。これは1983年のアンゴラとの貿易取決めで、ブラジルからの輸入品に対して融資を提供する代わりに、同国から石油を購入することが約定された。他方バーター取引は、政府間のみならず、民間企業との間でも行われ、ブラジルの外国自動車メーカーがイラクに乗用車を輸出し、その

見返りに石油を購入する取決めが締結された。

カウンタートレードは、これまで CACEX の特別取引 (Operações Especiais) の許可書の発給を通じて規制された。そこでは特に輸入製品および役務の必要度、国産類似品の法の審査、貿易取決めに基づく輸出入量、貿易取決めに参加する外国企業のこれまでの実績等を考慮して、輸出入業者に対する許可書が承認された。だが現在、CACEX によるライセンスの発給管理が廃止されたため、カウンタートレードの管理については明らかでない。

### 3. 関税制度

ブラジルは1948年にガットに加盟しており、関税率表は1967年に制定された関税率法(2月28日付大統領令第264号)に基づく CCCN (関税協力理事会品目表) に準拠している。だが1988年に新たに導入した Sistema Harmonizado 方式に順応させたブラジル関税率表が CPA によって作成され、決議第1541号(1988年11月3日)で認可公表されている。また1990年6月にはすでに見たように貿易政策の大幅な変更が行われ、関税率の漸次引下げが予定されている。

現行関税規則である1985年5月3日付の政令91030号によると、関税計算の基礎は貨物の CIF 価額で、これに関税率が課され、関税率が従価税の場合、ガット協定Ⅶ条の規定に基づいて算定される関税価額に対して課税される。

## Ⅲ ガット体制とブラジルの法的対応

ブラジルは、戦後の自由貿易体制を規律しているガットを基本的に容認している。だがこのことは、同国がガットの自由かつ公正な貿易原則を全面的に支持していることを意味しない。ブラジルはむしろ発展途上国の立場<sup>18)</sup>から、ガットに内包された貿易原則とそれを支える法制度に対し、大きな変革

を促してきた<sup>(19)</sup>。これは、1947年のITO憲章（未発効）の作成およびその一部として暫定的に取り決められたガット体制において、同国が一貫して採ってきた対外通商政策にも表れている。

そこで以下では、ガット体制の枠内において、ブラジルがいかなる立場を採ってきたかを見ることにする。

### 1. ブラジルのガット政策

同国は1948年にガットに正式加盟し、同年7月30日、法律第313号によりガットの暫定的適用を国内法上認めた<sup>(20)</sup>。一次産品輸出国として工業開発を推し進めていたブラジルは、加盟当初から、ガットの最恵国待遇原則および貿易規制上の義務が貿易拡大や経済開発の要求に調和しないとしてこれを批判し、ITO憲章に含まれていた途上国の優遇措置を求めガット規定の改訂を要求した。しかしこれは、経済発展における政府援助に関する規定（GATT第18条）の修正が行われただけで、途上国問題に関する新たな規定の追加は実現されなかった。

その後1958年、ガットの貿易専門委員会の報告（ハーバラ・レポート）を受けて途上国の貿易拡大に向けた勧告がなされて以降、ブラジルは先進国の貿易自由化および特惠に基づく無差別原則の緩和を強く要求した。そして、途上国の貿易拡大を具体的に検討するガットの法的、制度的枠組みに関する委員会の設置に成功した。同国は他の途上国とともに、この委員会を通じて貿易と開発に関する措置の検討を積極的に推し進めた。この結果、64年に同委員会が起草した貿易と開発に関する新たな章が第1回UNCTADの開催を前に、ガット第4部として採択された。この第4部は、特に先進国との貿易交渉において、相互主義を期待しないことを定めており、ブラジルは1966年3月30日付立法府デクレトで、第4部に関する改正議定書を承認した。

他方、ブラジルは、1964年から開始したケネディ・ラウンドのもとで多角的関税引下げ交渉に参加した。しかし先進国が途上国に対し相互主義を期待



しないことを前提に進められたこの関税交渉は、一括関税引下げの方式が採られたこともあり、結果的に、ブラジルを含む途上国の貿易拡大に大きな利益をもたらさなかった。

1970年代に入り、石油危機とこれに伴う世界的不況による先進諸国の保護貿易主義が台頭する中で、新たな多角的貿易交渉東京ラウンドが1973年から79年に行われた。この交渉では、特に非関税障壁問題が取り扱われ、ブラジルは、ガットに対する新たな対応を迫られるようになった。それは、同国が産業開発にあたって採用した輸入制限や工業製品の輸出補助金等の非関税措置が国際貿易に不当な障害をもたらしていると、アメリカを中心とする先進国から強く非難され、同時にこれらの国との間の貿易摩擦が深刻化していたからである<sup>21)</sup>。

こうしたなかでブラジルは、1976年11月に、多くの途上国の支持を受け世界貿易を規律する「枠組」グループの設置を提案し、第7回貿易交渉委員会で受け入れられた。このグループを通じて同国は、世界貿易において全ての国が取り扱われるべき法的枠組を改善し、途上国がそのダイナミックな枠組に効果的に統合されるよう途上国の貿易に追加的利益を供与する必要がある、との立場から、1978年に次のような包括的な提案 (MTN/FR/W/I) を行った<sup>22)</sup>。

- (1) 最恵国待遇との関連で、途上国に対する区別された、より有利な待遇措置<sup>24)</sup>—授権条項 (Enabling clause) の導入、
- (2) 国際収支擁護および経済発展のためのセーフガード、
- (3) ガット第22、23条に基づく協議、紛争解決および監督手続、
- (4) ガット第4部における相互主義原則の見直し、
- (5) 輸出制限に関するガットの現存規定の検討。

そして、これらは非公式協議を経て最終的に同年11月、「国際貿易の処理についての枠組み」が、次のように合意された。

- (1) 発展途上国の、区別され、かつ一層有利な待遇および相互主義および

一層完全な参加に関する決定、

- (2) 国際収支上の目的のための貿易措置に関する宣言、
- (3) 開発目的のためのセーフガード措置に関する決定、
- (4) 通報、協議、紛争解決および監視に関する了解事項<sup>(25)</sup>、
- (5) 輸出制限および輸出課徴金に関する了解事項。

一方、東京ラウンドでは、これらの途上国問題の取り扱いの枠組みとは別に、すでに述べたように非関税措置の除去、削減が重要な課題として取り上げられていた。ブラジルは他の途上国にはたらきかけ、基本的に非関税措置の取り扱いについても、途上国に対する区別された特別の待遇原則の適用を要求した。しかしこれは、先進国側が原則として受け入れることを拒否したことに加え、ブラジルは途上国の中で主要製品輸出国として、先進国との貿易摩擦に直面していたため、これらの非関税措置については個別問題ごとに対応することになった。この結果、同国は東京ラウンドで採択された次のような個別協定の加盟受諾に合意した。

- (1) 補助金・相殺措置協定（ガット第6条、16条および23条の解釈および適用に関する協定）、
- (2) ダumping防止協定（ガット協定第6条の実施に関する協定）、
- (3) スタンダード協定（貿易の技術的障害に関する協定）、
- (4) 関税評価協定（ガット第7条の実施に関する協定および議定書）。<sup>(26)</sup>

ところでブラジルが受諾した上記の非関税協定は、1986年によく批准され、国内法上実施に移された。このように国内実施が延ばされていた理由は、同国で輸入代替の貿易政策が強く指向されていた他、累積債務危機に直面した1982年末から1984年初めにかけて、輸出促進が同国の対外通商政策において最も重要な課題とされていたからである。だが80年代以降、ブラジルの製品輸出が米国等の先進諸国のダumping関税や相殺関税措置によって次第に大きな影響を受けるにつれて、同国はむしろこれらの措置を非関税協定

表6 ブラジルの輸出製品に対する輸入国のダンピング防止・相殺関税措置  
(1980年7月～87年6月)

	ダンピング防止件数		相殺関税措置	
	調査開始件数	賦課決定件数	被調査件数	賦課決定件数
米 国	21	6	21	6
E C	10	5	5	2
カ ナ ダ	17	6	1	1
オーストラリア	7	2	1	0
チ リ			52	0
計	45	19	80	9

(出所) Secretary of GATT, *Semi-Annual Reports on AD Actions and CV Actions*, 各号。

表7 ダンピング防止・相殺関税措置件数上位10ヵ国 (1980～85年)

順位	ダンピング防止措置		相殺関税措置	
	被調査国	確定件数	被調査国	確定件数
1	日 本 (71)	日 本 (58)	ブラジル (75)	メキシコ (13)
2	米 国 (71)	米 国 (39)	スペイン (33)	スペイン (11)
3	西ドイツ (55)	西ドイツ (22)	アルゼンチン (31)	ブラジル (7)
4	韓 国 (38)	フランス (18)	メキシコ (25)	アルゼンチン (6)
5	イタリア (36)	カナダ (17)	ペル - (22)	フランス (4)
6	スペイン (36)	ブラジル (15)	フランス (17)	インド (4)
7	ブラジル (36)	中 国 (14)	南アフリカ共 (16)	ペル - (4)
8	フランス (32)	イタリア (13)	イタリア (14)	南アフリカ共 (4)
9	英 国 (32)	台 湾 (12)	韓 国 (13)	イタリア (3)
10	チェコスロバキア (28)	ス ペ イ ン (11)	西ドイツ (12)	韓 国 (3)

(出所) 表6に同じ。

のもとで規律することがより適切であると見做し、その国内実施に踏み切った<sup>27)</sup>。

表6は、1980年7月～87年6月の間にブラジル製品輸出に対して採られたダンピングおよび相殺関税措置の実施状況を示したものである。これによると、ダンピングおよび相殺関税の調査件数では、先進諸国の中で米国が最多数を占めている。だが先進国による発動件数は、調査件数との割合で見ると

半数にも満たない。相殺関税ではチリが調査件数上最多数を占めているが、具体的措置はとられなかった。これは、同国ではガットに定める相殺関税の手續に相応した措置が採られていないことによる。また、表7のダンピングおよび相殺関税措置の影響を受けた主要国を見ると、前者では先進国間の紛争が顕著に見られる一方、後者では発展途上国に対するケースが目立っている。だがブラジルは、途上国の中でダンピングおよび相殺関税措置のいずれにおいても最も大きな影響を受けた国になっている<sup>28)</sup>。

それゆえ、こうした事態の下で、ブラジルは非関税協定の国内実施を通じてガットとの新たな関係を維持することになったのである。

## 2. ブラジルにおけるアンチダンピングおよび相殺関税

前節で見たように、ブラジルは1979年に東京ラウンドで成立したダンピング防止協定（以下、AD協定）および補助金・相殺措置協定（以下、CVD協定）を受諾し、1986年12月5日付立法府デクレト第20号および22号によりこれらの協定への加盟を批准した。そして1987年1月16日付政令第93941号および同年1月22日付政令第93962号では、ダンピング防止および補助金・相殺措置を執行する権限が関税政策委員会（CPA）に付与された。これを受けて1987年5月14日、ダンピング防止および補助金・相殺措置の国内実施に関わる規範および手続きを定めたCPA決議第1227号が制定された。またこの決議と併せて、大蔵省およびCPAは、「ダンピング防止および補助金・相殺関税協定に関する一般原則および指針」<sup>29)</sup>を発表した。もっとも、1990年にCAPが廃止された後、92年2月18日付経済省回章第132号で、ダンピング防止および補助金・相殺措置の調査開始の可否に関する決定権限は、経済省外国貿易局（DECEX）に移管することが定められた。

同国におけるADおよびCVDの発動は現在、基本的に決議第1227号に基づいて行われていることから、以下ではこの決議を中心に検討することにする。

### (1) 申請

AD および CVD 発動の申請は、リオデジャネイロの大蔵省公証代表局に対して行われ、その際、申請書は CPA 企画課 (Secretária Técnica) が策定した申請基準に従わねばならない (4 条)。申請書には、提訴された輸入におけるダンピングおよび補助金の存在に関する十分な証拠が記載されねばならない (4 条 § 3)。調査の開始決定に先立つ申請に関する予備評価の途中で、企画課が追加的情報を要求する場合、利害関係人はその提出のため 20 日間の期間が与えられる (5 条)。

なお、申請は影響を受けた「国内産業」により直接提出されるが、この「国内産業」とは、AD 協定第 4 条、CVD 協定第 6 条 5 および 7 項に基づいて理解され、農業、鉱業および工業財の生産に従事する事業を含むものである (4 条 § 2)。

### (2) 調査開始

申請の後、CPA がダンピングまたは補助金および当該行為から生じた損害につき、「十分な証拠」が存在すると判断する場合には、調査が開始され (11 条)、CPA のこの決定は、連邦官報に公告される (12 条)。同決定は、当該輸出者および国を指定し、調査開始事由の要約を含むものとし、同時に利害関係人の当事者適格および法定代理人の指名を行うための期間 (20 日間) を設定しなければならない (12 条 § 1, § 2)。

調査を開始するとき、CPA 企画課は、利害関係人に調査開始の通知を行う (13 条)。

なお、CPA は、補助金の調査開始前に、調査の対象となっている製品の輸出国政府に対し、事情説明および相互に満足すべき解決が得られるよう、協議の機会を与えることになっている (8 条)。企画課は、補助金調査の開始要請を輸出国政府に通知する権限を有し、輸出国政府は協議の開催にあたり自国の利益を公式に表明するため、15 日の期間が与えられる (9 条および単項)。

### (3) 情報の入手・調査

CPA 企画課は調査開始にあたり、利害関係人に対し質問状を送付してこれを行うが、輸入者、輸出者および輸出国（補助金の場合のみ）は、40日以内にこの質問状に答えなくてはならない（14条）。なお企画課は、必要な場合、提供された情報を調査または補足的資料を入手するため、国外での調査を行うことができる。ただし、これは利害関係企業がそれに同意し、また当該国政府が異議を申し立てない場合に限る（15条）。

### (4) 利害関係者の調査・手続上の権利

一切の利害関係者は、AD 協定第 6 条 3 および 4 項、CVD 協定第 2 条 6 および 7 項の規定に定める規準のうち、自己の利益の擁護にとり重要である、また秘密のものでないことを表明する場合に限り、進行中の調査に関して CPA において入手可能な情報を請求できる（16条）。また被調査製品の輸出者および輸入者、原産国政府（補助金の場合）は、暫定措置または確定税の採用にあたってその証拠となった本質的な事実および理由に関する情報の通知を要請できる（17条）。これは、当該措置の決定を連邦官報に公告した日から30日の期限内に、CPA に対し要請できる（17条単項）。

他方、調査手続中において、利害関係者は企画課に対し、書面で追加的情報を提供することができる。しかし、最終決定の予告日より15日前に受理された情報は、採択される決定の効果を妨げないとしている（18条）。また企画課は、利害関係者であって、手続きの効果により影響を受けることが明白な場合、書面により要請される時に限りこれら利害関係者の聴聞をなすことができる（19条）。ただし、この聴聞の実施は、予備的または最終決定から生ずる CPA による暫定措置または確定税の賦課を妨げず、最終決定の予告日の15日前までに行われなくてはならない（19条§3）。

### (5) 調査の終了・停止

調査手続は、CPA がダンピングまたは補助金および損害の不存在を証明

するとき、措置は賦課されることなく、いかなる時でも終了し、その決定は連邦官報に公告される(20, 21条)。また申請人が手続きの保留を請求する場合、CPAはその裁量行為に基づき調査の終了または継続を決定することができる(20条単項)。

一方、AD協定第7条およびCVD協定第4条5項に従い、これらの行為から生ずる有害な影響を除去する約束がCPAによって確認される場合には、暫定または確定措置は賦課されず、手続は停止される(22条)。

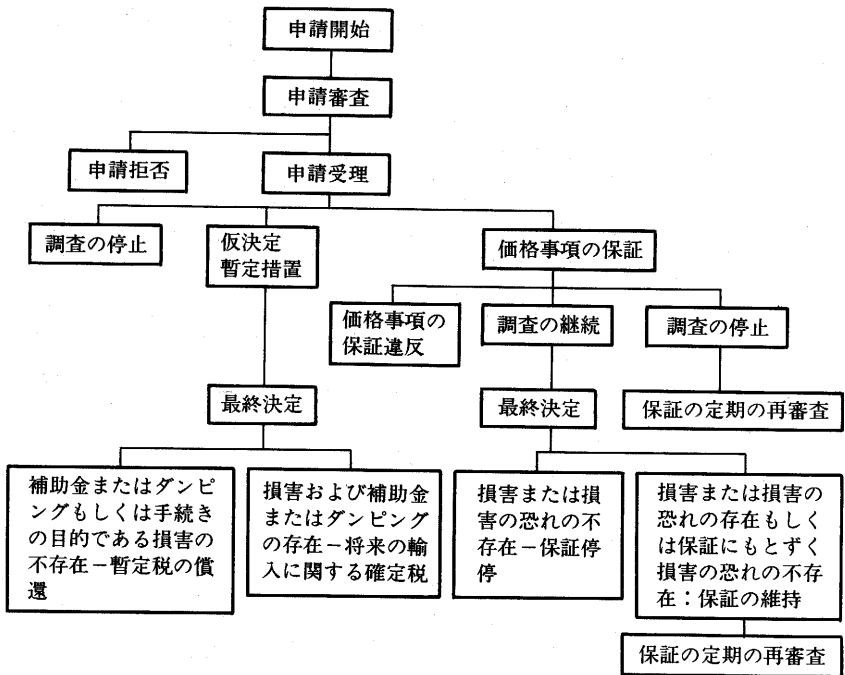
企画課は、CPAとの約束に署名した輸出者または輸出国政府に対し、その約束の履行に関する情報を定期的に提供することを要求でき、また約束の破棄もしくは違反があった場合、CPAは輸出者または輸出国政府に聴聞の機会を与えた後、入手可能な最善の情報を用いて、ダンピング防止措置または暫定相殺措置を即時に採ることができる。この場合、本CPA決議に定める手続きが採られ、調査が再開される(25条)。

#### (6) 暫定措置

調査開始後、予備的評価において、ダンピングまたは補助金の存在およびこれらの行為による損害の十分な証拠が証明され、かつ調査の進行中損害を除去する必要があるとCPAが判断するとき、CPAはダンピング防止税または暫定的相殺関税を賦課することができる。この場合、ブラジル国内消費上問題の産品に対しては、輸入者による暫定税の寄託が条件づけられる(27条)。企画課は、利害関係人に対し暫定措置の採択について通知する義務がある(28条)。

なお暫定措置の有効期間は、AD協定第10条3項およびCVD協定第5条3項に従い、6カ月までの有効期間を有するダンピング暫定措置の場合を除いて、4カ月を越えてはならない(29条)。ダンピング暫定措置の適用期間の延長を望む輸出者は、CPAに対し、暫定措置の有効期間終了1カ月前までにその旨を公式に請求しなければならない(30条)。

図1 アンチダンピングおよび補助金・相殺関税手続きの概要



## (7) 最終決定

最終決定においてダンピングまたは補助金が存在せず、もしくは存在してもこれらの行為による損害が発生しない場合には、寄託された暫定税は還付され、手続きは終了する (32条)。

また最終決定がダンピングまたは補助金の存在、もしくはこれらの行為から生ずる国内産業への損害を確認する場合、ダンピング防止税または確定相殺関税は、AD協定第8条1項およびCVD協定第4条1項の規定を妨げることなく、確定ダンピング防止税または相殺関税が適用される (34条)。さらに最終決定での確定税が暫定的に寄託された税以下のときには、その差額は輸入者に還付される (35条)。



## (8) 確定措置等の再審査および検討

約束および確定措置の再審査または検討については、決議第37～41条に規定されている。原則として、ダンピング防止税または相殺関税の賦課および約束の確定に関連するCPAの決定は、調査の結論がくだされた日から1年以上経過した後、または新たな事実が調査の再開を正当化する場合に限り、再審査されるとしている(37条)。またCPAは、利害当事者がCPAの定める期間内に、実施中の措置の終止が国内産業に対し損害を惹起することを証明するとき、ダンピング防止税、相殺関税または約束の有効期間(5年)を再審査することができる(40条)。

ここでは主としてCPA決議第1227号に基づくAD協定およびCVD協定の国内法上の受容の実態を概観したが、すでに述べたように、ダンピングおよび補助金・相殺措置手続きの具体的なガイドラインは、「アンチダンピングおよび補助金・相殺関税協定に関する一般原則および指針(Princípios Gerais e Instruções: Acord “Anti-Dumping” e de Subsídios e de Direitos)」に詳細に定められている。本ガイドラインによると、同国のアンチダンピング、補助金・相殺措置の手続きは図1のような構成をとっている。

## おわりに

以上、ブラジルの対外貿易政策の特徴をとらえ、同国の貿易規制の性格とその国際貿易秩序に対する法的調整の動向を検討してきた。ブラジルの貿易規制の性格は、国内市場指向の産業発展に大きく規定されてきたことから、これまで極めて保護主義的なものであった。しかし、近時、産業構造の歪みとこれに伴う国際競争力の確保の必要性から経済の自由化への転換が余儀なくされ、貿易規制も大きく緩和されるに至っている。同時に、工業製品輸出国として今日NIEsにまで発展したブラジルは、これまでのように途上国の立場からのみ自国の貿易利益を追求することが困難になっている。それゆえ、

同国は、国際貿易秩序の形成に一定程度責任を負うべく、ガットへの法的関与を一層強めている。

このことは、自由貿易原則の確保が少なからず同国の将来の貿易発展にとり利益をもたらすことが次第に認識されてきているといえよう。今後、工業国として経済発展を推し進めていく中で、同国の対外貿易法制の国際的調和は一層進むと思われるが、保護貿易主義と自由貿易主義の法規制原理をいかに調整していくかは、貿易規制法の一層の整備とその効果的運用に負うところが大きいといえる。これは同国において始まったばかりである。

#### 〔注〕

- (1) 第2次大戦前のブラジルの工業化政策については、Vilea, Annibal V. e Wilson Suzigan, *Política do Governo e Crescimento da Economia Brasileira 1889/1945*. Rio de Janeiro, IPEA/INPES, 1973 ; Nicia Vilela Luz, *A Luta pela Industrialização do Brasil*, Editora Alfa-Omega, São Paulo, 1961 ; 大原美範『ブラジル—経済と投資環境』, アジア経済研究所, 1972年。貿易政策は「ブラジルの経済統制と貿易政策」(『ブラジル経済の実態とその政策』, 神戸大学経済経営研究所, 昭和28年, 168-232ページ)。
- (2) 1890年デクレト第947A号, 1911年デクレト第8592号により承認された規則のテキストは, それぞれ, Decreto de 4 de novembro de 1890-Regula e Fiscaliza as concessões de insenção de direitos de importação do consumo, *Decretos do Governo Provisorio da República das Estados Unidos do Brasil*, Rio de Janeiro, Imprensa Nacional, 1891, pp. 3232-3234, Regulamento para as concessões de insenção de direitos aduaneiros a que se refere o decreto n. 8592, desta data, em *Coleção das Leies do Brasil*, 1911. 国産類似品の法は, 工業保護論を背景に, 1938年2月24日付大統領令第300号により一層強化された。Eli Diniz, *Empresário, Estado e Capitalismo no Brasil: 1930-1945*, Rio de Janeiro, Ed. Paz e Terra, p. 134.
- (3) これ以前の関税法は1934年法であるが, 同法のもとでの関税は1900年の法律に基礎を置いていた。関税は財政関税的性格の強いものであり, 1934年の関税収入は, 国家収入の33%を占めていたという。
- (4) 軍事政権下の産業政策と貿易政策との関連については, Wilson Suzigan (ed.), *Industria: política, instituições e desenvolvimento*, Rio de Janeiro, IPEA/INPES,

- 1978, pp. 35-78.
- (5) 日本在外企業協会『ブラジルの経済・産業政策と日系企業』, 1981年2月, 16ページ。
  - (6) ブラジルの輸出振興措置は貿易阻害効果をもつとして米国から強く批判されたが、これは具体的にはタックス・クレジットの他、(1)所定場所に輸出版売向けの財を“Entrepósito Aduaneiro”として保管するときのIPIおよびICMの保留、(2)金融取引税 (IOF) の免除、(3)BEFIEIX および CIEX による輸出義務などの措置に向けられた。
  - (7) IPEA/ECLAC, *Trade Relations between Brazil and United States, Brasília*, 1983年, pp. 45, 52.
  - (8) 「新工業政策 (Nova Política Industrial)」の本文は *Revista do Direito Comércio e das Relações Internacionais I*, Ed. Forense Universitária, 1989, pp. 185-214.
  - (9) 同指針の内容については、ブラジル日本商工会議所『新工業・外国貿易政策』(1990年7月1日刊), *Journal do Brasil*, 26/7/1990.
  - (10) 「連邦規制緩和計画」はブラジル日本商工会議所『経済規制緩和/デレギュレーション一括措置』(1990年8月28日刊)を参照。
  - (11) ブラジルの貿易法制に関する資料としては、若干旧いが、Governo do Estado de São Paulo, Secretária de Economia e Planejamento, *Handbook for the Foreign Investor in Brazil*, 1977; Pineiro Neto & Cia, *Doing Buisness in Brazil*, London, Oyes Publishing /N. Y., Mattew Bender, 1979. 最近のものでは、日本貿易振興会、サンパウロ・センター『ブラジルの貿易・為替制度』(平成2年), Ministério da Fazenda, *Política do Comercio Exterior: Relatório Final*, Abril, 1990.
  - (12) 在外企業協会, 前掲書, 32ページ。
  - (13) USTR, 1989 *National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers: Brazil*, p. 17.
  - (14) ブラジルの工業規格および標準化に関する法規の本文は, Ministerio da Justiça, *Relação de Consumo, Coleção Textos Legais 8/III*, Seção II-Pesos e Medidas, Normalização e Qualidade de Produtos, Brasília, Departamento de Imprensa Nacional, 1984 p. 75以下参照。
  - (15) Araminta de Azevedo Mercadante, *Acordo Geral sobre Tarifas Aduaneiras e Comercio : Instrumento Básicos*, Tomo I, São Paulo, pp. B. 38-40, 1988.
  - (16) Edward Michael Rieu, “Comments The Application of the General Agreements on Tariffs and Trade to the Countertrade Practices of Less-Developed and Developing Countries : Proposed Amendments to the GATT,” *California West-*

- em International Law Journal*, Vol. 16, 1986, pp. 312-345., リューディガー・ダソー「ガットの下でのカウンタートレードの法的処理と米国通商法」(『国際商事法務』第18巻10号, 1990年, 1051ページ)。
- (17) ブラジルおよび他のラテンアメリカ諸国のカウンタートレードの慣行については, U. W. Rasmussen, "Counter Trade," *Uma Nova Teoria Monetária no Comércio Exterior*, São Paulo, Ed. Aduaneiras, p. 99以下。Banco do Brasil/CAC-EX, *Informação Semanal*, Rio de Janeiro, Ano. 21, No. 1004, Julho, 1986.
- (18) ITO 憲章およびガットにおける発展途上国問題を法的に分析した文献として, Robert E. Hudec, *Developing Countries in the GATT Legal System*, London, Trade Policy Research Centre, 1987; Natan Elkin, "Los países en desarrollo y la evolución de la estructura principista y operativa del GATT," *Integración latinoamericana*, julio de 1984, pp. 53-61; 佐分晴夫「国際貿易機構憲章と『発展途上国』」(『国際外交法雑誌』77巻2号, 1978年)および「GATTと発展途上国」(同82巻2号, 1983年, 35-74ページ), リミ・ハラダ「国際経済秩序と法制度に関する研究—国際貿易憲章における経済開発問題」(『法学政治学論究』第9号, 1991年夏季号, 97-128ページ)。また Diana Tussie, *The Less Developed Countries and the World Trading System: A Challenge to the GATT*, London, Frances Printer (Publishers), 1987参照。
- (19) 国際貿易の原則である無差別待遇原則および相互主義原則は, ブラジルを含むラテンアメリカ諸国により歴史上, 各国の対外通商政策およびガット体制の枠内において強く批判されてきた。例えば, 最恵国待遇原則に基礎を置いた1935年2月3日のブラジルと米国の互惠通商条約は, 1930年代ブラジルの本格的な工業化が開始された当時, 国内産業保護論者から, 同国を一次産品生産国に特化し, 米国の工業品市場化によりその自律的發展を阻害すると強く批判された。詳細は Eli Diniz, *op. cit.*, pp. 124-134, 乗浩子「新国家期ブラジルと米国の善隣外交」(『世界経済』38巻12月号, 世界経済調査会, 1983年, 12-30ページ)。Carnegie Endowment for International Peace, *America Latina y la cláusula de la nación más favorecida*, Santiago de Chile, Ed. Paulinas 1972; Celso Lafer, *O GATT, a cláusula da Nação mais favorecida e a America Latina*, *Boletim Brasileira de Direito Internacional*, Nos. 55/60, Janeiro-Dezembro, 1972/74. pp. 133-151.
- (20) Hely Lopes Meirelles, "Acôrdio Geral sôbre Tarifas e Comércio-GATT: origem, finalidades, vantagens: posição do Brasil (Parecer)" *Revista de Direito Público*, vol. 1, No. 1, 1964, pp. 311-315, José Wilson e Nogueira de Queiroz, *Direito Economico*, Rio de Janeiro, Ed. Forense, 1982, pp. 161-165.

- (21) ブラジルと米国、EC との貿易摩擦の背景については、IPEA/ECLAC, 前掲 *Trade Relations between Brazil and The United States*, 同 *Protectionism in The European Community against Brazilian Export*, Brasilia, 1985.
- (22) George Alvares Maciel, *Brazil's Proposals for the Reform of the GATT System*, *World Economy*, Amsterdam, Vol. 1, No. 2, 1978, p. 139.
- (23) 国際貿易の処理の枠組に関する交渉過程は、GATT, *The Tokyo Round of Multilateral Trade Negotiations*, Report by the Director-General of GATT, Geneva, April, 1979, pp. 96-108, Elkin, *op. cit.*, pp. 59-60. この提案内容は、「枠組」グループの当初の作業計画の議題としてとり上げられていた。
- (24) 1973年9月、ガット東京閣僚会議で採択された東京宣言では、「可能かつ適当な交渉分野において発展途上国にとって特別かつ有利な取扱がなされるような方法で発展途上国に対し異なった措置を適用することの重要性を認める」ことがすでに確認されていた（東京ラウンド研究会編「東京ラウンドの全貌」, 昭和55年）。これらの本文は、GATT, *Basic Instruments and Selected Documents 26th Supplement*, 1980.
- (25) 同国は、ガットの紛争処理における協議手続きやガット委員会の法的権限の実効性に対し大きな疑念を抱き、ガットの紛争解決機能の強化を主張してきた。これは1978年、EC が導入した砂糖輸出の補助政策に対して同国が委員会に行った申立ての処理にもあらわれていた。それによると1980年12月の委員会 (Panel) の報告では、EC の砂糖政策に基づく補助金が存在しただけでなく、同政策は事実上国際市場での産品価格の下落をもたらしたことが合意された。これに対しECはその変更を主張したため、ガット事務局長はこの問題を扱う技術専門部会を設置した。1981年12月、EC は新たな砂糖政策を公表したが、さまざまな署名国は以前の状況と本質的に変わらないと見做していた。しかしECは、新政策が実施されない間、正式に評価し得ないと主張したため、砂糖生産国は新たな協議手続を要請することになった。詳細はGATT, *Basic Instruments and Selected Documents 27th Supplement* (L/5011), 1981, p. 69以下。
- (26) 東京ラウンドにおける個別の非関税協定は、この他、(1)輸入許可手続きに関する協定、(2)政府調達に関する協定、(3)民間航空機に関する協定、(4)国際食肉に関する協定、(5)国際酪農品に関する協定、が成立した (GATT, *Basic Instruments and Selected Documents 26th Supplement*, 1980)。ただし、同国は(5)について受諾している。なおこれらの非関税協定を含め、ガットの制度上の問題については、ジョン・H・ジャクソン著、松下満雄監訳『世界貿易機構—ガット体制を再構築する』, 東洋経済新報社, 1990年。

- (27) Jose Tavares de Araujo Jr. e Leane Cornet Naidin, Salvaguardas, *Dumping e Subsídios : a perspectiva brasileira*, *Revista de Economia Política*, Vol. 9, No. 2, abril-junho, 1989, p. 30.
- (28) Tavares de Araujo Jr./Naidinの資料によると、1980-87年にアンチダンピングおよび補助金・相殺措置を受けた国の影響度は次のようになっている (*GATT Semi-Annual Reports on Antidumping and Countervailing Duties Actions*)。

	(手続開始数)	(処分賦課程度)*
日本	139	1.0
米国	106	0.5
西ドイツ	91	0.5
ブラジル	89	4.0
メキシコ	77	3.0
韓国	48	2.0

\*は、提訴数を1980-86年の輸出平均額 (10億ドル) で除したもの。

- (29) 同決議のテキストは, Araminta de Azevedo Mercadante, *op. cit.*, D. 29-66.